

定住自立圏の形成に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と占冠村（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるものとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月25日

甲 富良野市弥生町1番1号

富良野市

富良野市長

能登芳昭



乙 勇払郡占冠村字中央

占冠村

占冠村長

中村 博



別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図るとともに、圏域住民へ救急医療知識の普及啓発を行う。
	甲の役割	北海道社会事業協会富良野病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図るとともに、富良野医師会に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。
	乙の役割	甲と連携して、北海道社会事業協会富良野病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図るとともに、富良野医師会とも連携し、初期救急医療の確保に努める。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、病病連携・病診連携、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し、病病連携・病診連携、医療情報の共有及びネットワーク化を促進する。

2 福祉

審査会業務の共同設置	取組の内容	人材確保による業務の安定化と効率化を図るため、介護認定審査会及び障害認定審査会の共同設置・共同運営を推進する。
	甲の役割	乙と共同で設置する介護認定審査会及び障害認定審査会の事務局として、当該審査会の運営を行う。
	乙の役割	甲と共同で設置する介護認定審査会及び障害認定審査会の運営について、必要な協力を行う。
障がい者福祉の推進	取組の内容	障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、地域生活支援事業の広域利用を推進する。
	甲の役割	障がい者の自立促進と地域生活支援のため、乙と連携して地域生活支援センターの広域利用を推進する。
	乙の役割	障がい者の自立促進と地域生活支援のため、甲と連携して地域生活支援センターの広域利用を推進する。
子育て支援の連携	取組の内容	障がい児の自立活動支援のため、療育施設の広域利用を推進するとともに、子育て支援のため、保育所の広域入所を推進する。
	甲の役割	富良野市子ども通園センターを運営するとともに、乙と連携して保育所の広域入所を推進する。
	乙の役割	甲が設置する富良野市子ども通園センターの運営について、連携して取組を行うとともに、甲と連携して保育所の広域入所を推進する。

3 教育

学校教育の充実	取組の内容	児童生徒の健全育成のため、広域的な教育振興、人材育成及び教材等の共同活用などにより効果的な教育施策を推進するとともに、学校保健安全法の適用に関して連携を図る。
	甲の役割	乙と連携して、児童生徒のための人材育成や教材の共同活用等により、広域的な教育の振興を図る。また、学校保健安全法の適用に関して中心的な役割を果たすとともに、乙と連携を図る。
	乙の役割	甲と連携して、児童生徒のための人材育成や教材の共同活用等により、広域的な教育の振興を図るとともに、学校保健安全法の適用に関して甲と連携を図る。
図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用を促進するとともに、図書の実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。
生涯学習の推進	取組の内容	圏域住民の学習機会の充実を図るため、連携する事業を実施するとともに、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会などの充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して連携事業を実施するなど公共施設の相互利用を促進するとともに、学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して連携事業を実施するなど公共施設の相互利用を促進するとともに、学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

4 産業振興

地域資源を生かした観光振興等	取組の内容	圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町村が有する観光、食、物産品など地域資源の魅力や不可価値を発展・向上させるとともに、各市町村及び関係団体と連携して広域観光を推進する。また、イベント・物産情報等を共有し、相互に参加・PRしながら誘客宣伝及び物産振興を図る。
	甲の役割	乙と連携し、地域資源を生かした広域観光を推進するとともに、観光施設等の維持・整備、各種イベントの推進、観光メニューの研究・開発、地場産品等の振興を促進する。また、関係団体と連携し、着地型・滞在型観光を促進する。
	乙の役割	甲と連携し、地域資源を生かした広域観光を推進するとともに、観光施設等の維持・整備、各種イベントの推進、観光メニューや地場産品等の研究・開発を促進する。また、関係団体と連携し、着地型・滞在型観光を促進する。

農業の振興	取組の内容	生産性の高い持続可能な農業振興のため、農業担い手の育成・確保と生産性の向上を図るとともに、鳥獣による農林業への被害防止のため、関係機関・団体と連携して被害状況や被害防止対策等の情報交換を行ない、効果的な対策を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携し、農業担い手の育成・確保と生産性の向上により農業農村振興を図る。また、鳥獣による被害状況や被害防止対策に係る情報交換を相互に行ない、被害防止対策を講じる。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携し、農業担い手の育成・確保と生産性の向上により農業農村振興を図る。また、鳥獣による被害状況や被害防止対策に係る情報交換を相互に行ない、被害防止対策を講じる。
通年雇用の促進	取組の内容	季節労働者などへの各種支援により、通年雇用化を促進するとともに、地域人材開発センターの活用による圏域住民の人材育成・能力開発を図る。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携し、季節労働者などの通年雇用の促進のため、各種取組を図るとともに、圏域住民の職業教育訓練など地域人材開発センターの活用を推進する。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携し、季節労働者などの通年雇用の促進のため、各種取組を図るとともに、乙の住民の職業教育訓練など地域人材開発センターの活用を推進する。

住民相談事業等の広域化	取組の内容	複雑・多様化する住民の日常相談、法律相談、消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進する。また、火葬場の広域的使用の円滑化を図る。
	甲の役割	甲が実施又は設置する法律及び日常的な相談並びに富良野市消費生活センターを広域的に運営し、圏域住民の各種相談体制の確保に努める。また、火葬場の広域的使用のため、必要な整備を図る。
	乙の役割	甲が実施又は設置する法律及び日常的な相談並びに富良野市消費生活センターと連携を図り、各種相談体制を確保するとともに、火葬場の広域的使用のため、必要な整備を図る。

5 その他

低炭素社会に向けた取組の推進	取組の内容	低炭素社会の形成に向け、圏域の豊かな森林資源の保全及び新エネルギーの活用をはじめ、地域に適合した多様な取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、再生可能エネルギー等に係る圏域内の情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
	乙の役割	甲及び関係機関・団体と連携して、圏域の森林資源を適正に保全するとともに、再生可能エネルギー等に係る情報交換と調査・研究を促進し、普及に努める。
廃棄物の広域分担処理の推進	取組の内容	一般廃棄物の安定的な処理を維持・確保するため、広域分担による廃棄物処理と圏域内施設の広域利用を促進するとともに、より効果的・効率的な処理方法について調査・研究を図る。
	甲の役割	乙及び関係町村・広域連合と連携して一般廃棄物の広域分担処理を維持するとともに、より効果的・効率的な処理方法について調査・研究する。
	乙の役割	甲及び関係町村・広域連合と連携して一般廃棄物の広域分担処理を維持するとともに、甲及び関係町村が共同で取り組む処理方法の調査研究について連携して取組を行う。

別表第2（第3条関係）

1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入や乙に必要な情報を提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入や甲の取組に対する情報提供と住民周知を図る。

2 デジタルディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

テレビ難視聴対策	取組の内容	地上デジタルテレビ放送の良好な視聴を維持・確保するため、放送事業者等が設置するテレビ中継局の整備及び維持を推進する。
	甲の役割	乙及び関係町村と連携し、放送事業者等が設置するテレビ中継局の整備及び維持を図り、圏域内の良好な視聴環境の形成を推進する。
	乙の役割	甲及び関係町村と連携し、放送事業者等が設置するテレビ中継局の整備及び維持を図り、圏域内の良好な視聴環境の形成を推進する。

3 道路等の交通インフラの整備

交通ネットワークの形成	取組の内容	圏域内の利便性の向上や医療・経済等の圏域拡大に向け、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	甲の役割	乙及び関係市町村と連携して、地域高規格道路 旭川十勝道路や圏域市町村を結ぶ国道・道道などの幹線道路網の整備、JR根室本線・富良野線の利便性向上などの促進に向けた取組において、中心的な役割を推進する。
	乙の役割	甲及び関係市町村と連携して、圏域の効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

4 地域内外の住民との交流・移住促進

地域内外の住民との交流・移住促進	取組の内容	圏域内外の住民との交流を推進するとともに、国内外からの移住定住を促進するため、地域資源である自然景観・田園風景を活かした各種取組や関連施設の維持・整備を推進するとともに、圏域内の情報交換を推進する。
	甲の役割	国内外からの移住定住や圏域内外の住民同士の交流を促進するとともに、関連施設の維持・整備を図る。また、圏域内の情報を収集し乙への情報提供と甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	国内外からの移住定住や圏域内外の住民同士の交流を促進するとともに、関連施設の維持・整備を図る。また、甲及び関係町村が提供する情報を乙の住民に周知する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

地域リーダー育成研修	取組の内容	地域に必要な人材を育成するため、地域・まちづくりのグループや人材の育成を図るとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	地域に必要な人材を育成するため、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。
	乙の役割	地域に必要な人材を育成するため、甲及び関係町村と連携し、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。

2 圏域内市町村職員等の交流

職員等の研修・交流	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催するとともに、職務・分野別などの研修と交流を促進する。
	甲の役割	乙及び関係町村と連携して、圏域職員を対象とした合同研修会等に取り組むとともに、職務・分野ごとの研修と交流を促進し、圏域内ネットワークの形成を図る。
	乙の役割	甲及び関係町村と連携して、圏域職員を対象とした合同研修会等に取り組むとともに、職務・分野ごとの研修と交流を促進し、圏域内ネットワークの形成を図る。